

平成 31 年 2 月 12 日

## 職員の不祥事に関する記者会見について

本日 2 月 12 日、高野之夫区長が今般の職員の不祥事に関する記者会見を行い、2 月 4 日警視庁に逮捕された職員を懲戒免職としたことを発表した。会見の詳細は以下のとおり。

### 1. 区長発言

別紙 1 のとおり

### 2. 職員の不祥事への対応について

別紙 2 のとおり

問合せ：

区長発言について・・・危機管理担当課長

職員の不祥事への対応について・・・人事課長

## 区職員の不祥事に関する記者会見（2月12日） 区長発言

2月4日に、元広報課長が強制性交の疑いで警視庁に逮捕されたことにつきまして、被害に遭われた方とそしてそのご家族の皆様へ、心からお詫び申し上げます。

職員の模範となるべき管理職の不祥事によって、区民の皆様にご心配と大変なご迷惑をおかけすることになり、区長としての責任を痛感しております。

今回の事件は、13歳の未成年に対する卑劣で深刻な行為であり、私は強い衝撃を受けるとともに、強い怒りを禁じ得ませんでした。

広報課長は、区の政策を区民の皆様へ伝える窓口として大変重要なポストであり、すでに多くの区民の皆様やマスコミから厳しいご意見・ご批判をいただいております。

消滅可能性都市の指摘を受けてから、女性や子どもにやさしいまちづくりに取り組み、「住みたい街・訪れたい街」として高く評価されるまでになった豊島区に対する信頼を裏切る、決して許されない行為であります。

私は、この度の不祥事について、重大かつ深刻なこととして受け止め、事件の発覚以来、片時も頭から離れることはございません。

この間、私と全職員が被害者のご家族のお気持ちを考え、想い、悩み、苦しんでまいりました。

2月4日の逮捕を知った直後から、私を本部長とする対策本部を設置し、その日のうちに、情報収集や今後の対応方針を検討し、区ホームページや報道各社あてに私のコメントを発表いたしました。

翌日には、広報課長の職を解き、懲戒処分を含め厳正に対処する方針を決定するとともに、区議会や区民の皆様への報告、事実確認のための本人への接見、再発防止策として、全職員への非違行為の防止に関する依命通達の周知など、区としてできる対応を迅速に進めてまいりました。

このたび、区政に対する信頼を大きく揺るがす、極めて重大な事件であると判断し、逮捕から4日目である2月8日に開催した職員懲戒分限審査委員会の結果を踏まえ、本日付で最も厳しい懲戒免職処分といたしま

した。

あわせて、区政の最高責任者として、区長である私の給料1か月分を5割削減いたします。

また、両副区長の給料1か月分を1割減額するとともに、管理監督責任として、政策経営部長を口頭嚴重注意処分といたしました。

大変厳しい状況ではありますが、二度とこのような事件が起きないように職員の綱紀肅正を徹底し、区政への信頼回復に向けて、全力で取り組んでまいります。

この度は、誠に申し訳ございませんでした。

被害者の方、そしてご家族のことを考えますと、本当に申し訳ない気持ちです。この事件を深く反省し、二度と起こさないよう、職員みんなで一生懸命再発防止に取り組まなければならないと考えています。改めてお詫び申し上げます。

平成31年2月12日  
豊島区長 高野 之夫

平成31年2月12日

## 職員の不祥事への対応について

## 1 職員の処分

下記のとおり処分を行ったので、「豊島区職員の懲戒処分に関する指針」に基づき公表する。

## (1) 処分を受けた職員及び処分の内容

所 属	職 層	処分内容
政策経営部	副参事	懲戒免職

## (2) 事件の発生年月日

平成30年10月23日

## (3) 事件の概要

被処分者は、交流サイトで知り合った未成年者と、強制性交等を行った疑いで逮捕された。

## (4) 処分の理由

当該職員の行為は、公務員としてあるまじき行為であり、公務員としての信用を著しく損なうものである。地方公務員法第29条第1項第3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当し、さらに、同法第33条で禁止する「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為」にも該当するものであり、地方公務員法違反として、同法第29条第1項第1号及び同第3号の懲戒事由に該当するものである。

## (5) 懲戒処分の発令年月日

平成31年2月12日

## (6) その他

管理監督者責任として、政策経営部長に対し区長から口頭厳重注意処分を行った。

## 2 区長及び副区長の減給

区長及び副区長の3月分の給料を下記の通り減額する。

## (1) 区長

5割減額

## (2) 副区長

1割減額